

第4章 税金

【解答】

問題 1

問 1

2)

2)の地震保険料の控除額は、50,000円を限度としてその全額が控除対象となる。よって、地震保険料の合計額が50,000円なのであれば、その全額が控除対象となるが、源泉徴収票の「地震保険料の控除額」には25,000円の記入しかないので、2)は不適切である。

1)は源泉徴収票の「控除対象配偶者の有無等」の欄の「有」に※があるので、妻Nさんは配偶者控除を受けていることがわかる。配偶者控除を受けているのであれば、妻Nさんの所得は48万円以下、年収にすると103万円以下ということになるので、1)は適切である。

3)は源泉徴収票の「控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)」の欄の「特定」に「1人」の記入があるので、子Sさんは特定扶養親族ということがわかる。特定扶養親族とは、19歳以上23歳未満の扶養親族のことなので、子Sさんは19歳以上23歳未満ということになる。よって、3)は適切である。

問 2

2)

1)は給与所得のみであっても、2つの会社から給与所得がある場合は、確定申告が必要である。よって、1)は不適切である。

3)は給与所得については、青色申告の対象とはなっていない。よって、3)は不適切である。

問 3

1)

医療費控除額の計算は、以下の式で行う。

医療費控除額＝支出した医療費の額－保険金等の額－10万円(＊)

＊総所得金額が 200 万円以上の場合

よって、K さんの場合、1)の計算式となる。

問 4

1)

生命保険について、2011 年 12 月 31 日以前に締結した契約と、2012 年 1 月 1 日以降に締結した契約では、区分および控除額が異なる。K さんが支払った生命保険料は、「新生命保険料の金額」に記載があり、2012 年以降に契約したものとなるので、1 年間の保険料が 80,000 円超の場合は 40,000 円の控除を受けることができる。

問 5

2)

住宅借入金等特別控除の控除期間は原則 20 年間ではなく、原則 10 年間である。

特例として、2019 年 10 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間に消費税 10%で住宅を取得した場合、その住宅が居住の用に供したのであれば、控除期間は最長 13 年間となる。

問題 2

問 1

1)

青色申告ができる所得は、不動産所得、事業所得、山林所得の3つである。青色申告特別控除額は55万円または10万円であり、電子申告などの要件を満たすとプラス10万円の控除となる。純損失の繰越控除は3年間に渡って、所得から控除することができる。

問 2

3)

妻 Tさんは、青色事業専従者なので配偶者控除の対象とはならない。長男 Zさんは、20歳であり収入もないので、扶養控除(特定扶養親族)630,000万円の対象となる。また長男 Zさんの負担すべき国民年金の保険料も支払っているが、Hさんは長男 Zさんと生計を一にしているため、この分も社会保険料控除の対象となる。よって、社会保険料控除額は、Hさん自身のもものと合わせて604,080円(=423,780円+180,300円)となる。

問 3

1)

国民年金および国民年金基金の年金額が100万円あるが、公的年金等の収入額が330万円以下の場合、公的年金等控除額は110万円となり、年金額を上回るため、ここからの所得はゼロとなる。よって、総所得金額は400万円(事業所得500万円+不動産所得▲100万円)となる。